

令和元年

建設文教委員会

9月20日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和元年9月20日

午前10時00分 開会

午前11時20分 閉会

1. 出席委員

委員長	清水 義昭	副委員長	近藤 千鶴
委員	いとう ひろし	委員	林 ゆきひろ
委員	近藤 ひろひで	委員	宮本 英彦
委員	近藤 郁子		
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事担当係長	花井 悟之
議事課主事	松林 淳		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
教育長	伏屋 一幸	参事	小森 賢一
経済建設部長	宇佐見 恭裕	教育部長	小串 真美
経済建設部次長	若林 博志	農業政策課長	加藤 忠
土木課長	鈴木 英樹	環境課長	堅田 直寛
学校教育課長	高木 安司	生涯学習課長	深草 広治
土木課長補佐	星子 恭士	環境課長補佐	青山 康德
学校教育課長補佐	北川 宜志	生涯学習課長補佐	神谷 卓哉
農政担当係長	加藤 直美		

5. 傍聴議員

服部 龍一	堀内 ちほ	中村 めぐみ	ごとう 学
青木 亮	鵜飼 貞雄	郷右近 修	一色 美智子
毛受 明宏	月岡 修一	ふじえ 真理子	近藤 善人

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○建設文教委員長（清水義昭議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。けさは8時40分から市役所で愛知署管内の秋の交通安全運動の出発式が行われました。議長、副議長にも参列していただきました。豊明市としては、2年かけて歩行者優先キャンペーンを行っていきます。また、きょうは交通死亡事故ゼロの日の活動も朝の7時半から行われておりまして、各地で議員の皆様にも御協力いただきました。感謝申し上げます。

さて、本日の建設文教委員会に付託されております案件は、6つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますようどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 市長と重なりますけれども、きょうはゼロの日の活動から始まりまして、歩行者優先キャンペーン、それと、豊明老人クラブ、豊老連のグラウンドゴルフ大会の議長杯が、今、開催されておりますので、出席してまいりました。議案6件、慎重審議、よろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（関係職員以外退席をなす）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第66号 豊明市大学等入学支援金給付条例の一部改正についてと議案第67号 豊明市大学等入学支援金貸付条例の一部改正については、関連がありますので一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議ありませんので、議案第66号と議案第67号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第66号と議案第67号について、理事者の説明を求めます。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、まず、議案第66号 豊明市大学等入学支援金給付条例の一部改正について説明します。

この案を提出するのは、給付額の変更について必要な事項を定める必要があるからです。

参考資料をごらんください。第7条以下を繰り下げ、第7条に給付額の変更についてを定めます。繰り下がった第9条の各項を繰り下げ、第1項に給付額が変更になった場合の入学支援金の変更についてを定めます。附則として、この条例は、公布の日から施行します。

続きまして、議案第67号を説明しますので、よろしく願いいたします。

この案を提出するのは、貸付額の変更について必要な事項を定める必要があるからです。

参考資料を同様のようにごらんください。これも、第7条以下を繰り下げ、第7条に貸付額の変更についてを定め、繰り下がった第9条の各項を繰り下げ、第1項に貸付額が変更になった場合の入学支援金の返還についてを定めます。附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で第66号、67号についての説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第66号と第67号もなんですけれども、附則で、この条例は、公布日から施行するというふうにあるんですけれども、今年度、もう既に申し込みが済んでいて決定されているかと思うんですが、今年度に申し込んだ方はこれは対象になるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） ことしの方から対象になります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 両議案共通で質問します。

ほかの奨学金を受給したときに対しての変更だと思うんですけれども、後先が出る可能性があるから下の9条というのが設けてあるんでしょうか。例えば、先にうちが交付決定をして、何かの形で違うところから交付をされることがわかったときは返還をしてくださいよということだと思うので、その確認と、いずれにしても、給付対象者、それから、貸付対象者ともに、今までの給付を受けられる額がこの条例改正によって減ることはないという解釈でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） まず、第1点目でございますが、私どもが先に交付決定を出す予定でありますので、後で出されたものに対して精査させていただくということになります。言われたとおりに、給付総額は30万円を上限としておりますので、減ることはございません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 66、67に共通して、申し込みされた方が全員多分給付されることはないというふうだと思うんですけれども、大体どのぐらいの割合で給付がされているのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 昨年の場合、16名中5名がということになっております。給付のほうですね。ただ、ことしは、これはみんな選考委員会にて一定の基準があればお渡ししていますので、ことしの場合は8人応募がありまして、皆さんいい内容がありましたので、8名とも給付の対象になりました。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 まず、この給付額の変更を追加するに至った理由。今までなかったんですけれど、どうしてこの条文を追加したんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 国のほうが高等教育の無償化を打ち出しまして、そういった私どもと同様な給付体系をつくりましたので、そのために今回これを上程させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 国が無償化を検討し出したという理由なんですけど、というと、他の奨学金を受給したという他の奨学金というのは、国のことだけを指しているんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今のところ、国を想定しております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 奨学金はほかにもいろいろあるんですけど、ここでいう他の奨学金というのは、国の奨学金を指しておるという限定でよろしいですね。それ、限定してよろしいんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 特に国を指定しておるわけではございませんが、入学支援金をやっているのは私どもが先駆けと考えておりますので、今回は、やっぱりバッティングするのは国じゃないかなと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 奨学金を持っているというか、それは学校もあるし、大学も。この場合はあれですけど、ほかでもいろいろあるんですよ。だから、ここでいう他の奨学金というのが、どのエリアまで入ってというのが明確に定まっているんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） あくまでも入学支援金ですので、当然、今回こうやって変更を想定しておりますので、合格されたというか、私どもが給付された方には聞き取りもしますし大学にも問い合わせますので、委員さんが言われるようなことについてはよく調べて対応していきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません、くどいようですが。後ですよ、これは。審査して、豊明市が通して、その後にはわかった場合ですよ。ですから、後にわかった対象をやっぴりきちっとしておいていただかないと、民間でもいろんなこれから奨学金、貸付型とか給付型がこれからまだどんどんふえます。仮にふえた場合ね、この人は奨学金をほかでもらっているから減額しなさいとか、そういうアンバランスになってはいけないから、そここの定めがやっぱりきちっとしていただかないといけないかなと思うんです。そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 言われるように、入学支援金について、今のところは余りよそでも制度がないものですからいいかなと思っておるんですけど、今後そういう出てきた場合については、よく検討していかなあかんですけど、全てやっぱり私ども市が把握することはできませんので、やはり合格者と大学等に確認して調べていくということしかできないかなと思います。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今までの受給者の方で、上限の30万円を超えるような、そういう入学金の大学に入学したという方はいるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 聞いておりません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 給付も貸し付けも、同額の30万が上限ですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 基準があると思うんですけど、上限が30万ということで、例えば10万の場合とか20万の場合とか30万の場合、こういうばらばらが、ランクがあるんでしょうか、お尋ねします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 上限が30万ということで、支給額が対象になりますので、10万の方には10万ということになります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 今回、8名の方が給付を受けられたんですよ。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 予定ですね。

○いとうひろし委員 予定。この方たちの、それじゃ、合計金額の予定は240万ですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 限度金額はそういうことになりますが、大学の合格をしてからですので、その大学によって違いますので、総支給額はまだはっきりしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 定員が10名までということなんですけれども、金額が変更になったりとか返還になった場合は予算が浮いてくると思うんですけれども、追加募集などは考え

ていないのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今のところ、考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 一括して返還しなければならないか、もしくは、理由があれば分割して返納ということなんですけど、これはその都度相談して対応する。したがって、その分割の仕方というのは、場合によってはその回数で、3年で分割払いとか、そういうこともあり得るのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 基本的には会計年度内に入れていただきたいと思うんですけど、いろんな事情があるかと思imasるので、その辺は分割で考えていきたいと思っています。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この給付と貸し付けの制度は、国より先進的に始めていてとてもいい制度だというふうに思うんですけども、国が始めるから金額を減らすということではなくて、もっと対象者を広げたり制度をさらに手厚くするようなことがいいと思うんですけども、そのあたりは検討されましたでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） あくまでも入学支援金を、入学しやすくするためにこの制度をつくりました。今回、30万では入学金が大体おさまる、ほとんどの大学ということになっていますので、今回、国のほうがそれを手助けするということになれば、市はその分を引いて、そういった予算については、まだたくさん教育行政、懸案事項がありますので、そちらのほうに振り向けていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第66号 豊明市大学等入学支援金給付条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由としては、やはり国からの支給と市からの支給、ほかの奨学金等も含めてそういう支給と二重に支給してしまうということについては、改正すべきかなというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、市が先進的に取り組んできた制度ですので、大学に進学したいという意欲のある高校生にさらに支援ができるような、そういう制度をまた期待しまして賛成といたします。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 66、67、両方ですよ。

○林 ゆきひろ委員 両方です。

○建設文教委員長(清水義昭議員) わかりました。

ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 66号、67号ともに賛成の立場で討論いたします。

もともと既にスタートしていて、それにもうかかっている学生さんがみえて、しかも、これは入学に対する援助という意味合いなので、いわゆる奨学金とはちょっと違うものだという解釈をしておりますので、合計の金額が変わらなければ、この改正はやむを得ないという立場で賛成といたします。

○建設文教委員長(清水義昭議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第66号について採決を行います。

議案第66号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号について採決を行います。

議案第67号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(清水義昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 豊明市立公民館条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

深草生涯学習課長。

○生涯学習課長(深草広治君) それでは、議案第68号 豊明市立公民館条例等の一部改正について御説明申し上げます。

この案を提出するのは、使用料の適正化を図るため、豊明市立公民館条例等の一部を改正する必要があるからでございます。

1 ページ、おめくりください。

このたびの改正では、計7本の条例の改正を予定しております。まず、第1条では、豊明市立公民館条例を、下から4行目、第2条では、豊明市文化会館条例を、3枚はねていただき、中ほど、第3条では、豊明文化広場条例を、次のページ、第4条では、豊明市大蔵池陶芸の館条例を、その下、中段あたり、第5条では、豊明市体育施設条例を、2枚はねていただき、第6条では、豊明市福祉体育館条例を、下から2行目、第7条では、豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例をそれぞれ改正いたします。

各条例の改正内容につきましては、このたびの応益負担50%、5年ごとの見直しといった使用料適正化方針にのっとり、各条例の別表のとおり、それぞれの使用料の20%上乗せを実施いたします。

なお、第7条の豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例におきましては、議案の後ろから2ページ目、中段、第17条の別表、(2)屋内運動場等の体育施設について、これまで使用料は無料で、夜間の照明使用料のみ徴収しておりましたが、近隣市町の状況を鑑み、このたびの改正で照明使用料を含んだ形で有料化いたします。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、第2条で経過措置を規定しております。

以上で、議案第68号 豊明市立公民館条例等の一部改正についての説明を終わります。

○建設文教委員長(清水義昭議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第68号についてですけれども、今回、使用料が一律で20%上乗

せ、値上げということなんですけれども、値上げの幅が20%という理由、そのあたりをお願いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回の改正につきましては、まず、全庁的に施設を市民の方で利用する方としない方、そういった方がいるということがまず第一にありまして、その上で、受益者負担の原則から利用者の方に納めていただくことを検討させていただいたものでございます。

幹部会、経営戦略会議等を踏まえた中で、今回の生涯学習課の所管する施設につきましては、受益者の方に50%を負担していただくというような形の施設ということで改訂をしております。

ただ、そういった50%の今回いきなり変更に至ることではなく、利用者の方への緩和措置ということで上限を20%として設けさせていただいたことでございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 会館などの使用料のところ、これ、市外の方が営利とか宣伝を目的で借りた場合は、倍の倍の4倍になるわけですかね、お聞きします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） いわゆる市外の方の利用料につきましては、各施設によって定めの方が違っております。基本的に、公民館でいえば、市外の方については使用料は2倍という形になります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 関連で、市外の方が利用して営利、販売を目的とした場合は、また倍になるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） おっしゃるとおりでございます。今、御質問の中なんです、公民館の条例についていうと、こちらは営利を目的とした形のいわゆる利用は禁止

されておりますので、基本的には市外の方の、2倍だけの利用になります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほど、20%引き上げの説明の中で、50%を負担してもらって、で、上限を20%としたという説明だったんですけど、済みません、もう一度その50%の負担という、そのこのところをもう一度説明をお願いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

（何の50%なんですかの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 説明不足で申しわけなかったと思います。今回、使用料を決めるもととなったのが、公共施設白書というのがございまして、それで当該施設の維持だとか更新に要するトータルのコストをこれから算出をします。それを利用者の収入から現在の受益者負担の割合がどういうふうかというようなことを計算をしておったんですけれども、要は、これから先の維持管理コストがトータルで幾らかかる、施設を新しくする、更新コストは幾らかかる、それを耐用年数で割って、そうすると1年当たりの必要なコストが出ます。それを市民の方と市が半々で持つというのが50%という意味でございまして折半にしようということでもあります。

それと、今の使用料と比べると、50%の負担の市民の側は、50%をいきなりやろうとすると3倍、4倍の負担になってしまうので、上限の20%というのを定めまして、今の使用料に20%掛けたものが今回の使用料の改定になっているということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、先ほど言われた、受益者負担のこれからの考え方ということで、先ほど説明された内容が受益者負担の今後の考え方という根底になるという理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） はい。そのとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、公共施設のこれから先の維持管理コストの50%を負担してもらい、まずそういう考え方でいいかどうか確認です。その考えでよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） そういうことでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 これから先の公共施設の維持管理コストと言われても、大体、これから先というのが何年かということとか、それを数字ではじき出すというのは非常に難しいと思うんですけど、いかがなんでしょうか。それを数字ではじき出せるんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 確におっしゃるとおり、非常に難しいと思います。ただ、そのベースとなる資料は何かしら定めないと使用料の検討にも入れないということで、先ほど申しあげましたとおり、このたびは施設白書にあるカルテ、その中にランニングコストとイニシャルコストを一応計算して出してありますので、それをベースに耐用年数で割って1年当たりのコストを出した。それを今回ベースにしておりますが、施設によっては、例えばテニスコートのように民間でもやっている施設と、例えば大きなグラウンドのように公共でしか持てない施設、そういったものは、先ほど50%ということなんですけど、これからまだ検討の余地はあるという認識は持っております。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 基本的に、先ほども林委員が言われた理由なんですね。上限を、要するに、今回全部20%にしておるんですよ。ほかの、これ、基本的に全部そうなんですよ。ほかのきのうまであった勤労会館とか、ほかの施設を含めてね。全部共通して20%をアッパーにして、20%以内で四捨五入して、切りのいいところで大体19%でおさまっておるんですよ。2%部分が消費税部分だから、大体17%ぐらい全部上げている。ですから、17%引き上げた、何かもとの理由があるんだろうなど。要するに、何で30%はだめなのとか、何で10%、なぜ20にしたのと。その20とした理由がやっぱりちょっと欲しいなど。そこから辺の上限を20としたという、それはそうなんですけど、どうして20を上限として今回したのかなというところがもう少し何か明確になるといいなと思うんですけど、そこから辺、どうなんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 今回は、先ほどの課長の説明にもありましたけど、50%まで

一気に上げると相当の金額になります。特に文化会館の大ホールなんかはもともとベースが大きいものですからすごく大きな数字になるということで、その少し緩和措置ということで20%ということです。

先ほど、宮本委員から数字のほうをおっしゃっていただきました。今回、上げる前の施設平均は大体9.7%ぐらいの応益負担、今回、2割上限ということで上げさせていただきますけど、それでも11.7%ぐらいの負担率ということで、50にはほど遠いような状況が一方ではございます。2割というのが適正かどうか。何で3割じゃないのかというところは、中でもたくさん経営戦略会議でも議論がありましたけど、一定の応益負担を求めていくということと急激に上げるということを防ぐという中間点というんですかね、2割ぐらいでいくのがベターじゃないかと、そういう結論になったということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 基本的に、使用料がずっといつまでも同じ金額ということはありません。したがって、一定程度の一定の時期に一定の考え方に基づいて引き上げるというのは当然だと思っています。その場合のやっぱり根拠が数字で明らかになると、非常に市民にも説明しやすいなど。漠然と総合的に勘案したとか言われると、非常に困る。先ほどの説明の中で、特にイニシャルコスト、ランニングコスト、私が思うのは、ランニングコストを維持管理費、水道、ガス、電気、照明、人件費、ここら辺は受益者に負担してもらいたい。あとのイニシャルコストは、これは公が負担するんだらうというふうには私自身は思いますけれど、そういうような論法からいくと、20%の根拠がやや乏しいとはいえ、一定程度の公共施設の内容があるということであるなら、それはそれとして理解します。

もう一つ聞きたいのは、現行の料金というのは、今のこの現行は、いつごろ。これはいろんな施設がありますので、それぞれの施設の現行料金が決まった時期というのはわかります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回の変更が決まった時期ということですかね。前回のときの変更ということ、前回ですかね。

（いやいや、前回、前回の声あり）

○生涯学習課長（深草広治君） そうしますと、消費税で金額のほうが改正されたのが平成26年度でございます。消費税を除いた形でのいわゆる使用料の変更についていいますと

平成6年度になります。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 全てが平成6年度。勅使グラウンドとか福祉体育館、学校開放を含めて。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 平成6年度にさかのぼります。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 平成6年度から25年間、現行のまま据え置いていると。したがって、適正な時期に見直したと、そういう理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 宮本委員のおっしゃるとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、宮本委員の質問のことで、さらに、目標として50%、利用者に負担をしていただくことがそもそも目標だということなんですけれども、その利用者というのは、今現状、その施設を利用している人数での割る形なのか、それとも、施設が満タンの状態で利用者に負担していただくというような計算なのか、どちらなのでしょう。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回の改正について言いますと、今、実際に利用している方の収入、それを基本に、もとにして、あとはランニングコストとイニシャルコストを計算した中ではじき出している形でございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうなると、今、実際に利用している方で割るというふうになると、利用料金が高くなったことによって、さらに利用件数が減るのではないかなど。そうすると、また50%に迫いつかなくなると値上げをしないといけなくなるような気がするんですけども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） 例えば、2時間幾らとか、そういう設定ですので、開館時間を料金設定していますので、利用者が減る、減らんとということよりも、開館日数に対してかかっているコストを計算して出しているということです。実際の収入は増減すると思いますが、負担率という点では変動しないかなと思っています。

終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 当然計算されていると思うんですけども、料金改正の引き上げについての収入増、どれぐらいプラスになるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回、全体としましては約950万ほどの増額の見込みということ考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ほかにもう一点。この引き上げによって、他の市町との比較というのはおおよそどの程度になるので、例えば、いろんな施設がありますけれど、福祉体育館の利用料金なんかは、他の市町に比べてどうでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今、宮本委員が御質問いただいた内容でございますが、市としましても、比較を一応検討はしたんですけども、やはり規模が、ほかの市町ごとによって同じようなやっぱり規模というのがなかなか難しいところがございます。ただ、参考的に、例えば、そういった、仮に面積案件の部分で割り戻すような形の試算もしてみたんですが、一概に本市のほうが高いというような施設ばかりではないというような形の結論に至りました。

以上でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 引き上げる施設の中には指定管理のところがありますよね。この引き上げによって、指定管理者に対する影響というか、そういうのは何かあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） もちろん、今回の改正によって施設収入のほうが変わってきますので、それによって指定管理料のほうについても指定管理者と今後協議をしていく必要があるかと思えます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 学校開放のところ、電気代、照明代が使用料に変わったという、名前が変わっただけで中身は余り変わっていないんですけど、ただ大きく変わっておるところがあるんですよね。2時間単位に全部なったんですよね。今までは、2時間を超えて、2時間を超えるたびに30分単位という。よく考えると、2時間単位だけで区切っちゃうと、非常にその倍、倍を払わなきゃいけないという感じなんですけど、これ、また30分単位をカットした理由をお伺いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回、まず、屋外の体育施設であります豊明中学校のグラウンドについては、今回についてはこれまでどおり、金額に変更はございますが、いわゆる使用料の運用につきましてはこれまでどおりの形で進めていく予定でございます。

屋内運動場につきましては、今回、初めて使用料を設定するものでございますので、内部の中でもいろいろ協議をさせていただいたところではございますが、基本的に、他市町のところのいわゆる状況も鑑みた中で、2時間という形で設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 今の質問に関連するんですけれども、屋内の運動場と体育施設、中学校の体育館、小学校の体育館、そして、武道場ですけれども、大体、何時から何時を許可をしているんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） こちらについては、基本的には各施設ごとで若干のばら

つきがございます。基本的に、日中であれば午前の9時から、夜間でいきますと午後9時までというような形がいわゆる標準的な時間でございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 今回、一律大体20%ぐらいの利用料の価格変更で……。賛成の立場で討論します。勅使のテニスコートの利用料の件ですけれども、1から4のコートはオムニコートに変わっており、AからDのコートは現状のままということで、価格も、2時間につききちっと差別されており、気持ち的にはもう少しオムニコートの……。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 区別だね。

○いとうひろし委員 はい。区別ね。オムニコートのほうは、逆にもう少し価格が上がっておってもよかったんじゃないかなと逆に思いました。よろしく願います。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 終わりですね。

（終わりですの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第68号 豊明市立公民館条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

この増税のタイミングでやっぱり使用料を値上げして市民に負担を強いるということは、非常に厳しいかなというふうに思います。値上げをしないような努力をしないままに、他市がそうだからといって単純に一律20%で値上げをしてしまうというふうに感じますので、やはり反対といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 賛成の立場で討論させていただきます。

市民負担にもいろいろあるというふうに思っています。今回、使う方に維持管理コスト、それを耐用年数で割って計算をされた。これは、今、最も注目をされている施設のアセットマネジメントを考える中であって、建てかえとか、今使っていらっしゃる施設を改修するとかというふうになった場合に、それを将来の負担に回さないとおっしゃる方もある

中で、使う方には現在から少しずつ負担をしていただいて、その際、市債を大きく起こして、そのときの市民負担を軽減しようというふうに考えてのことだというふうに思いますので、賛成とさせていただきます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 議案68号について賛成の立場で討論します。

会派でも十分会議しましたけれど、いわゆる適正化を図るため、それから、受益者負担を考えてということで、受益者負担というのは、利益を受ける者が市場で決まる、定める価格もしくは価値を支払うという意味だと思うんですね。そうすると、実際に、それが今回、公共施設白書をもとにということでもお聞きしましたし、各会館の利用を市民の人が均等に使っているわけではないと思うんですね。一部の人がやっぱりいろんな目的で使用していただいているので、それが悪いという意味ではありませんよ。均等という意味でいうと、いわゆる税金を使う人のために負担することは、それはもうやむを得ないことですが、いわゆる適正化という意味であれば、これはやむを得ないんじゃないかとまさに適正だという判断をしますので、賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 議案68号について、賛成の立場で討論いたします。

公共施設を一定の人が使う受益者負担は、これは税の公平性の原則からいって当然だと思っています。じゃ、その利用料が幾らが適正かというのは、基本的にはそこは受益者負担の基本的な考え方というのを数字上でもう少しきちっと整理しておいたほうがいいんだろうと思います。例えば、受益者負担は、イニシャルコストじゃなくて、それは公が負担し、ランニングコストは受益者に負担してもらおう。そういう基本原則を持つ中で、ランニングコストが上がれば、当然利用料金も引き上がるものだと思っています。

今回、26年間ですか、そのままの現行の利用料で据え置いているということですので、本当は26年前の諸物価とか人件費とかそういういろいろな支出の中で、今、これだけの引き上げはすべきだという提案をしていただくと非常に数字上はありがたいかなと思いますけれど、ただ、やはり、公共施設のコストを一定程度踏まえて、50%は余りにもちょっときつから20%と、そういうような考え方の中での提案ということで今、説明がありましたけれど、やはりそれでもまだちょっとわかりにくいところがありますので、もう少しすっきりして、これからも利用料引き上げ、ありますので、そこら辺をきちっと整理しておくことを要望して賛成とします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 賛成多数であります。よって、議案第68号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号 豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） それでは、議案第73号 豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、手数料の適正化を図るために必要があるからでございます。

それでは、内容について御説明させていただきますので、1枚おめくりください。

別表第1中、1,020円から1,030円に改めるといものですが、こちらにつきましては粗大ごみの収集手数料のことになっております。別表第2中、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料及び一般廃棄物処分業変更許可申請手数料につきましては1,000円から5,000円に改め、再交付手数料を1,000円から2,000円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置として、令和2年3月31日までに購入した粗大ごみ処理券につきましては、従前の例によります。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第73号についてですけれども、まず確認なんですけれども、一般廃棄物の処理の手数料というのは、先日、決算委員会で年間の粗大ごみの回収が平成30年度は3,321個というふうになっていましたが、これが一般廃棄物の処理手数料という認識でよろしいかということと、あと、10円の値上げということは、消費税分の値上げという認識でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 今の委員のお話がありましたところで、3,321個というお話だったと思いますが、正確に申し上げますと、これは平成30年度に私どもの清掃事務所の職員が収集した個数になりまして、販売した数字となりますと3,306枚という形になります。そこに対して今回10円上げるということで、ごめんなさい、もう一つの質問としては、金額の上げ幅の理由ですよね。こちらについては消費税相当額という形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 運搬業者と処分業者の手数料についてですけれども、この上げ幅がほかのものと違って2倍だったりとか5倍、結構高くなっているんですけれども、このあたりの理由は何でしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） まず、こちらにつきましては、私ども尾三地区及び東部知多管内及び県内類似団体については調べさせていただいております。一番大きな理由といたしましては、今回の一般廃棄物の収集運搬と処分業の変更許可につきましては、1,000円から5,000円というふうな上げ幅が大きいんですけれども、こちらの変更の内容についてなんですが、実は、変更といいましても、実際は私どもが想定しているのは、許可の内容、特に収集運搬につきましては、許可については、例えば、家庭系のごみであったりとか、事業系の一般廃棄物であったりとか、一時多量ごみであったりとか、廃家電とか、そういった細かく内容は決めさせていただいております。こちらの変更について、申請があった場合については、新規と、あと、更新と同等の審査内容が必要になってくるということで、こちらの金額と合わせていただいたと。先ほど申し上げました、あと、近隣等も含めて考えた結果という形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ここで会議の途中ですが、10分間の休憩といたします。

午前10時47分休憩

午前10時57分再開

○建設文教委員長（清水義昭議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。
質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 業者の変更許可申請の手数料と再交付手数料が増額ということですが、けれども、これは現状、年間でどの程度の申請があるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 現実には、変更と再交付については申請等はありません。
以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、確認ですけれども、今回の条例改正で市が増収となる部分は、粗大ごみの回収の三千幾つかの10円ということで、3万数千円程度と、そういう認識でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 今、委員のおっしゃったとおりです。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 30年度の一般廃棄物処分業者変更申請を行った業者は何件ぐらいあるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 30年度については申請はございません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 一般廃棄物の消費税相当分を引き上げて1,030円、この金額は他の市町に比べるとどの程度なんですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 先ほど申し上げました、私ども尾三地区と東部知多管内と県

内類似団体の16市町を比較させていただきましたけれども、安いところだと、正直、500円ぐらいで、高いところだと2,000円というのもございます。相場でいったときは、妥当かな、平均かなという感じで考えております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第73号、豊明市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

まず、事業者への手数料については、値上げをしたとしても、ほかの市町村と比べて非常に安く、変更の申請が今、現状少ないということもありますので、影響は少ないと思ひまして賛成です。

しかし、粗大ごみの手数料は10円ということですが、市民も年間で3,000件ほどは利用しているというもので、今、増税のタイミングで市民も非常に負担を感じておりますので、簡単に市民に負担を強いるのではなくて、市役所内でそういった努力をしていただきたいというふうに思ひまして反対といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 賛成の立場で討論します。

消費税にかかわるところは1,020円の1,030円、当然大丈夫だと思います。今の1,000円が5,000円、1,000円が2,000円というのは、逆に、利用者、変更届も少ないというところであれば、影響も少ないので、今、適正に改正する時期だと思いますので、賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論します。

1,030円は、2%消費税引き上げ分相当額ですので、これは当然だと思っています。廃棄物の申請関係が、1,000円が5,000円、それから、2,000円。これも、他市町の比較の中で、今までの1,000円というのが、異常に、逆に言えば少な過ぎたというか、近隣市町と比較の中では、これは妥当だと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第73号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 賛成多数であります。よって、議案第73号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 豊明市農村環境改善センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 議案第75号 豊明市農村環境改善センター条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出するのは、使用料の適正化を図るため、豊明市農村環境改善センター条例の一部を改正する必要があるからです。

それでは、内容を説明いたしますので1枚おめくりください。

今回の改正は、施設の使用料を定める別表第1の各使用料を改正前の使用料の120%を上限として改めさせていただくものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

第2条といたしまして、施行日以前に施設の使用許可を得た利用者の経過措置について定めております。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第75号の農村環境改善センターの使用料金の値上げということですがけれども、こちらも、公民館と同様に20%を上限に値上げをされていますけれども、先日の決算委員会で、この施設、農業振興のための施設ということなんですけれども、利用目的に沿った利用が、全体の利用件数の約15%ということで非常に少なかったんですけども、本来のセンターの利用目的を遂行していくということであれば、一律に全部20%

上げるのではなくて、例えば、目的に合ったものは安くしたり、目的に合わないものを高くするというようなことで、よりセンターの目的に沿った運営ができるというような気がするんですけども、そういった議論はされなかったのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 全体的に申しますと、施設の使用料は、公共施設白書の内容を踏まえてかかる費用に対しての現状の負担を確認し、その上でこのたびの変更をしたということで、改善センターについては、実際には現状の負担が3%で、2割増しとしては4%の負担ということになります。公民館条例と同じく受益者負担の50%に今回変更が至るわけではありませんが、これは利用者の方への緩和措置として上限を設けたということで、特にそのような、委員の言われるような検討はしておりません。

以上になります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 変更の料金を決めた時期は何年前でしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 一番最初は平成6年4月1日になります。その後、消費税絡みで25年末に定めております。

以上になります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 料金引き上げでふえる収入額の試算はいかがでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 30年度の使用料に20%を乗じた計算をしますと、約15万円増になります。

以上になります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手を願います。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 議案第75号 豊明市農村環境改善センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由は、議案第68号と同一であります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第75号、豊明市農村集落改善センター条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

理由につきましては、第68号の公民館条例等の一部改正と同じで、この増税のタイミングで単純に一律20%値上げして市民に負担を強いるということには反対です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第75号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 賛成多数であります。よって、議案第75号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号、令和元年度豊明市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） それでは、議案第78号、令和元年度一般会計補正予算（第5号）のうち、環境課所管分について御説明いたします。

補正予算書11ページ、12ページをお開き願います。

4款1項7目 公害対策費の右側説明欄、公害対策事業の検査機器点検調整委託料は91万円の増額でございます。これは、阿野と大脇にあります大気観測常時測定局の定期検定費用となります。

以上で、環境課所管の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 続きまして、土木課所管分の歳出予算を御説明させていただきます。

補正予算書の13、14ページをお願いいたします。

上段、8款 土木費、3項1目 河川新設改良費について、右の説明欄にて御説明をさせていただきます。

河川改修工事費は、栄町武侍地内にこのたび排水路を新設する必要がありますので、工事費として899万1,000円の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校教育課所管分について説明しますので、よろしくお願いいたします。

今のページの最下段、10款2項1目 学校管理費は13万2,000円の増額です。これは、説明欄にありますとおり、新設校の校章に関して、他の商標権に抵触しないかを調査するものです。

次に、4ページをお開きください。債務負担行為補正です。上段2行目、小中学校英語指導業務委託事業です。期間は令和2年度から4年度までの3年間です。限度額は1億560万円です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 深草生涯学習課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 続きまして、生涯学習課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正です。表中、最下段、放課後子ども教室運営業務委託事業です。期間は令和2年度から令和3年度までの2年間で、限度額は1,824万円です。

以上で、生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手願います。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 14ページ、最上段の河川改修工事費なんですが、武侍って、競馬場のもうちょっと奥、入ったところかと思うんですけど、既存の用水を改修するのか、全く新たに用水を設置するのか、それはどちらでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 場所は、これは武侍といひまして、桜花学園の敷地になりますので、朝鮮学校の西側、愛知用水を挟んだ部分にあります。今現在、朝鮮学校の下集落の排水が愛知用水をくぐって反対側へ流れていて、そこは今、桜花学園の所有している土地の中に土水路で自然に流れて、流末は市が管理する水路に流れているんですが、その間が土水路になっておりますので、今回、そこに排水路を、桜花学園さんの土地をお借りして、一番民地の境界沿いに排水路を新たにつくりたいということです。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 ということは、愛知用水の下のアンダーパスを少し延長して行って放流するということですか。違う。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 鈴木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 現在、サイホン形式になっておりまして、サイホンでくぐって、今、出口が集水升があって、そこから垂れ流し状態になっておりますので、そこに新しい管を接続して、桜花学園さんの土地と民地の境に土地を貸していただいて、そこに水路を下流まで持っていくという工事です。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 12ページです。下段の阿野、大脇の定期点検で91万円ふえた理由をお聞かせください。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） こちらの検査機器なんですけども、有効期限8年という形になっておりまして、定期的に検査をしなければならないという形になっておりまして、今回、補正をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 補正予算の11ページ、12ページの検査機器点検調整委託料、それとあわせて、13ページ、14ページの8款3項1目の河川改修工事、そして、10款2項1目の商標等調査委託料のこのそれぞれの、なぜ当初予算ではなくて補正予算というふうになったのかというところの経緯をお願いします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） まず、環境課から申し上げます。私どもは、今、近藤郁子委員からのお話にも少し関連してくるんですけれども、8年という形でございます。本来であれば当初予算で上げるべきであったんですけれども、こちらにつきましては、正直、漏らしていたという形で、今回お願いする次第でございます。まことに申しわけございません。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 鈴木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 今回、今年度に入って桜花学園さんのほうから排水路を改修の御相談がありまして、来年度の渇水期以降に造成工事等を計画しているということで、今年度中に工事を終わりたいということで補正をさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当初、上げるべきであったかどうかという議論もありますが、当初は商標権の調査というのを考えておりませんでした。学校という施設ですので多分いいだろうということは思っておりました。しかし、他市町村の新設校や何かを聞きますと、やったところとやらないところが大体半々ぐらいで、昨今の状況を鑑みまして、やっぱりやったほうが無難だろうということで今回補正で上げさせていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 債務負担行為の4ページです。小学校の英語指導業務委託、ALTですけど、3年間で1億560万、これは何人分のALTの方の予算なんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 8人分でございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 8人分ということは、30年度は6人でしたけれど、これでいくと31年度からはさらにプラス2名という解釈でよろしいですか。令和……。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） はい、そういうことでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 13ページ、14ページの商標登録調査委託料ですが、これは商標調査だけで、登録の予定はあるんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 登録の予定はございません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、商標登録についても、候補が幾つかあって調査すると思うんですけども、幾つの校章を、候補を調査する金額なんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、原案として3案出ておりますので、3案の商標権を調査する予定です。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどと同じ債務負担行為の4ページです。放課後子ども教室の運営委託で、令和2年、3年の2年間で1,824万、これはどこの学校の放課後子ども教室でしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回につきましては大宮小学校を予定しております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 大宮小学校の2年間の委託で1,824万という理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 大宮小学校の放課後子ども教室で2年間でということ間違いありません。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの放課後子ども教室について関連してですけれども、こちらの金額は、週に何日開所するというようなことでの金額なんでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 予定では週に5日開催ということで予定をしております。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 債務負担行為の小中学校英語指導業務委託なんですけれども、こちらは、全小中学校を含んだ、そういう金額という認識でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 小中学校英語指導についてですけれども、これは公募、プロポーザルすると思うんですけれども、これは一括で全部をまとめてやるというようなプロポーザルになるのでしょうか。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） はい、そのとおりでございます。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 2年間で1,824万、1年間で900万ちょっとなんですけど、他の委託事業、他のところに比べると何か高いような気がするんですけど、金額の妥当性はどうなんですか。1,824万。

○建設文教委員長（清水義昭議員） 子ども教室ですね。

（子ども教室の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回の債務負担額をこちらのほうに提示させていただくに当たりましては、複数の業者のほうから見積もりをとらせていただいた金額でございます。実際、今後、プロポーザルを行った中で業者のほうを選定していく中で、いわゆる立候補していただいた事業者のほうから金額については御提示いただく形になりますので、金額についてはそこからまた若干下がってくるかと思えます。

以上です。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第78号、一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

補正予算としては上がっている3つの項目ですけれども、補正予算とする必要性がわかりましたので賛成としますが、定期点検など忘れないよう計画的に業務を進めていただきますようお願いいたしまして賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 議案第78号、豊明市一般会計補正予算書（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

当委員会にかかわるところ、いずれも適正で必要であるということを認めまして賛成といたします。

○建設文教委員長（清水義昭議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第78号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（清水義昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長（清水義昭議員）　ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前 11 時 20 分閉会